

沖縄県電子入札運用基準
(建設工事及び建設工事コンサルタント等業務)

沖 縄 県
平成 24 年 10 月

沖縄県電子入札運用基準
(建設工事及び建設工事コンサルタント等業務)

目 次

- 1 趣旨
- 2 適用範囲
- 3 電子入札実施の考え方
- 4 用語の意義
- 5 システムの利用時間
- 6 入札参加者の利用者登録及びＩＣカードの取扱い
 - 6-1 電子入札システムによる利用者登録
 - 6-2 削除
 - 6-3 電子入札システムに登録できるＩＣカード
 - 6-4 ＩＣカードの登録
 - 6-5 ＩＣカードの失効
 - 6-6 ＩＣカードの名義、住所等の変更
 - 6-7 代表窓口情報及びＩＣカード利用部署情報等の変更
 - 6-8 経常建設共同企業体におけるＩＣカードの取扱い
 - 6-9 特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードの取扱い
 - 6-10 ＩＣカードの不正使用等の取扱い
 - 6-11 権限のない者のＩＣカードが使用された場合の取扱い
- 7 紙入札による電子入札案件の参加の特例
 - 7-1 紙入札による電子入札案件への参加基準
 - 7-2 紙入札による電子入札案件への参加方法
 - 7-3 電子入札システム利用者の紙入札への変更
- 8 電子入札案件の公告等
 - 8-1 入札情報システムによる公表
 - 8-2 電子入札対象案件の明示
 - 8-3 電子入札案件の日時設定
 - 8-4 予定価格等の表記
 - 8-5 公告日等以降の案件の修正
 - 8-6 紙入札への切替時の処理
- 9 参加申請書等への電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書の付与
- 10 添付書類の取扱い
 - 10-1 電子ファイルの作成基準
 - 10-2 持参又は郵送による添付書類の提出を認める基準

10-3 持参又は郵送による添付書類の提出方法

10-4 ウィルス感染ファイルの取扱い

11 入札

11-1 入札書等の提出

11-2 入札書の記載

11-3 工事費内訳書の添付

11-4 入札書受付票の確認

11-5 入札締切通知書の発行

11-6 入札書等未到達の入札参加者の取扱い

11-7 入札書提出前の辞退

11-8 入札書提出後の辞退

12 開札

12-1 開札

12-2 工事費内訳書の内容確認

12-3 開札の遅延、中止及び延期の連絡

12-4 くじの取扱い

12-5 再度入札の取扱い

13 電子入札案件における帳票

14 発注機関側のシステム障害時の対応

15 入札参加者側のシステム障害時等の対応

様式 1 削除

様式 2 削除

様式 3 紙入札方式参加申請書

様式 4 紙入札方式移行申請書

様式 5 資料提出通知書

沖縄県電子入札運用基準

(建設工事及び建設工事コンサルタント等業務)

1 趣旨

この運用基準は、沖縄県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の適切かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この運用基準は、沖縄県の各発注機関（以下「発注機関」という。）が指定する建設工事及び建設工事コンサルタント等業務の電子入札案件に適用する。

3 電子入札実施の考え方

発注機関が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」という。）は電子入札システムで処理するものとし、原則として電子入札システム以外による入札書の提出は認めないものとする。

4 用語の意義

この運用基準において用いる用語の意義は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 電子入札システム

電子入札案件の登録から落札者決定までの入札に関する事務手続きをインターネットを利用して行うシステムをいう。

(2) 入札情報システム（P P I）

発注見通し、入札公告、入札予定、入札結果及び契約結果等の入札に関する情報をインターネット上に公開するシステムをいう。

(3) 電子入札

電子入札システムにおいて行う入札をいう。

(4) 紙入札

紙に記載した入札書を使用して行う入札をいう。

(5) I C カード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「電子認証局」という。）が発行する電子的な証明書（以下「電子証明書」という。）を格納しているカードをいう。

(6) 電子くじ

電子入札システムにより入札参加者が入力した任意の数値と入札書の到達時刻を用いた演算式により、落札者を決定する仕組みをいう。

5 システムの利用時間

入札参加者が電子入札システム及び入札情報システムを利用できる時間は、次の時間帯とする。

電子入札システム 08:00 ～ 20:00（県の休日を除く。）

入札情報システム 08:00 ～ 20:00（県の休日を除く。）

ただし、システムに障害が発生し、復旧の見込みがない場合は、事前通知を行うことなくシステムの運用の停止、休止、中断等を行うことができるものとする。

6 入札参加者の利用者登録及びＩＣカードの取扱い

6-1 電子入札システムによる利用者登録

電子入札案件に電子入札システムにより参加しようとする者は、あらかじめＩＣカードを取得し、電子入札システムにより利用者登録を行うものとする。

6-2 削除

6-3 電子入札システムに登録できるＩＣカード

- (1) 電子入札システムに登録することができるＩＣカードの名義は、沖縄県の入札参加資格の確認を受けている者（以下「代表者」という。）又は当該代表者から入札・見積に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。
- (2) 復代理人は認めない。ただし、沖縄管轄営業所代表者に関してはこの限りではない。
- (3) 受任者名義のＩＣカードの登録は、入札参加資格の有効期限を当該委任期間の限度とする年間委任状を県に提出したものについてのみ認めるものとする。年間委任状は、紙により提出するものとする。また、当該委任期間内に、代表者又は受任者に変更があった場合は、年間委任状を提出するものとする。
- (4) 受任者名義のＩＣカードによる個別案件の応札に当たっては、入札書の提出前に、当該代表者から受任者に対する入札・見積に関する権限について委任する旨の委任状を発注機関に提出するものとする。委任状の提出がない場合、入札は無効とする。

6-4 ＩＣカードの登録

- (1) 複数名義のＩＣカードを登録することは、認めないものとする。
- (2) 同一名義のＩＣカードを複数枚登録することは、認めるものとする。

6-5 ＩＣカードの失効

電子入札システム利用者は、利用者登録したＩＣカードが破損、紛失、失効等の理由で使用できなくなったときは、新たに取得したＩＣカードをもって再度利用者登録を行うものとする。

6-6 ＩＣカードの名義、住所等の変更

電子入札システム利用者は、ＩＣカードの事業者名、住所、名義人、名義人住所等に変更があったために、利用者登録したＩＣカードが使用できなくなったときは、電子入札システムにより更新登録を行うものとする。

6-7 代表窓口情報及びＩＣカード利用部署情報等の変更

電子入札システムの利用者は、電子入札システムに登録した「代表窓口情報」及び「ＩＣカード利用部署情報」の変更が生じた場合には、システムにより随時変更内容の登録を行うものとする。

6-8 経常建設共同企業体におけるＩＣカードの取扱い

- (1) 経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）において使用できるＩＣカードは、経常ＪＶの代表構成員の代表者又は受任者名義のものとする。

(2) 経常 J V の I C カードと代表構成員単体の I C カードを兼ねることはできないものとする。

(3) 経常 J V による個別案件の応札にあたっては、入札書の提出前に、経常 J V の構成員から代表構成員に対する入札・見積に関する権限について委任する旨の委任状を発注機関に提出するものとする。委任状の提出がない場合、当該入札は無効とする。

6-9 特定建設工事共同企業体における I C カードの取扱い

(1) 特定建設工事共同企業体（以下「特定 J V」という）において使用できる I C カードは、特定 J V の代表構成員の代表者又は受任者名義のものとする。

(2) 特定 J V の I C カードは、単体の I C カードとして登録したものを使用するものとする。

(3) 特定 J V による個別案件の応札にあたっては、入札書の提出前に、特定 J V の各構成員から代表構成員に対する入札・見積に関する権限について委任する旨の委任状を発注機関に提出するものとする。委任状の提出がない場合、当該入札は無効とする。代表構成員は、電子入札システムによる初回の参加申請書又は入札書の提出時に必ず J V 参加欄にチェックを付け、共同企業体名の登録を行うものとする。

6-10 I C カードの不正使用等の取扱い

入札参加者が I C カードを不正に使用したことが判明したときは、当該入札への参加を認めず、落札決定後であれば、落札決定の取消し、契約締結の保留、契約の解除等の措置をとることができるものとする。

6-11 権限のない者の I C カードが使用された場合の取扱い

入札・見積権限のない者が I C カードを使用して提出した参加申請書等又は入札書等は、無効とする。

7 紙入札による電子入札案件の参加の特例

7-1 紙入札による電子入札案件への参加基準

(1) 紙入札により電子入札案件へ参加しようとする者は、「紙入札方式参加承認申請書」（様式第 3 号）を発注機関に提出し、承認を得なければならない。

(2) 発注機関は、次に該当する事由がある場合は、当該入札参加者の紙入札による参加を認めるものとする。

ア W T O 対象案件において、入札参加者が紙入札を希望する場合

イ 電子入札に対応するための準備を行っていると思われる場合

7-2 紙入札による電子入札案件への参加方法

電子入札案件において紙入札により参加する場合の紙入札参加申請書又は入札書等の提出方法は、別に定めるところにより行うものとする。

7-3 電子入札システム利用者の紙入札への変更

(1) 電子入札システム利用者が、個別の電子入札案件に対して当初又は手続きの途中から紙入札に変更しようとする場合は、入札書受付締切予定日時までに「紙入札方式移行申請書」（様式第 4 号）を発注機関に提出し、承認を得なければならない。

(2) 発注機関は、次に該当する事由があると認められるとき、かつ、全体の入札手続

に影響がないと認められるときは、当該入札参加者の紙入札への変更を認めるものとする。

ア 入札参加者側のシステム障害により、電子入札の続行が不可能と認められる場合

イ 登録してあるＩＣカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得の準備をしている場合

ウ 商号、住所、代表者等の変更により、ＩＣカードの再取得を準備している場合

８ 電子入札案件の公告等

８-１ 入札情報システムによる公表

建設工事及び建設工事コンサルタント等業務の発注予定、入札公告、入札予定、入札結果、契約結果等の公表の方法は、書面による掲示・閲覧等のほか、入札情報システムにより行うことができるものとする。

８-２ 電子入札対象案件の明示

電子入札案件の公告等を行う場合には、当該案件が電子入札案件である旨を明示するものとする。

（例：「〇〇〇工事、委託業務（電子入札案件）」）

８-３ 電子入札案件の日時設定

電子入札案件の日時設定は、次のとおりとする。

- （１）電子入札による応札期間は、再入札又はやむを得ない理由があるとき以外は、指名通知等の翌日から開札予定日の前日までの間に設定する。
- （２）再入札等の受付締切日時は、初回の開札日の当日又は翌日を標準として設定し、すみやかに開札処理を行うものとする（県の休日を除く。）。

８-４ 予定価格等の表記

予定価格、最低制限価格及び低入札調査基準価格の表記は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とする。

８-５ 公告日等以降の案件の修正

公告日又は指名通知日以降において、電子入札案件登録情報の内容に錯誤が認められた場合は、次の手順により、すみやかに案件の再登録を行うものとする。

- （１）錯誤案件に対して参加申請書や入札書等の提出が行われるのを防ぐため、受付締切予定日時を最小単位（１分）に変更し直ちに受付を締め切る。

（修正例：受付開始日時 09:00 同締切日時 09:01）

- （２）案件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。

（修正例：「〇〇〇（本案件は登録錯誤につき取り消し、同一案件名により再登録）」）

- （３）錯誤案件は新規の案件として、改めて登録する。

- （４）既に参加申請書等の提出があった者に対しては、当該案件が錯誤案件である旨を電話等によりすみやかに連絡し、再度、改めて登録した案件に対して参加申請書等の再提出を求めるものとする。

８-６ 紙入札への切替時の処理

特段の事情により、発注機関が電子入札案件を電子入札から紙入札へ切り替えるに至った場合には、調達案件一覧画面の当該案件名に「（紙入札に移行）」と追記変更し、以降、当該案件は紙入札に移行する。なお、入札参加者には電話等により、再度、入札日時等を連絡するものとする。

9 参加申請書等への電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書の付与

電子入札システムによる参加申請書及び入札書等の提出に当たっては、事前に登録したＩＣカードを利用することにより、当該必要事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（当該電子入札に参加する者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために電子認証局が発行する電磁的記録をいう。）と併せて送信するものとする。

10 添付書類の取扱い

電子入札案件の参加申請書等に必要な添付書類は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。ただし、発注機関が別に指定する場合はこの限りではない。

10-1 電子ファイルの作成基準

(1) 入札参加者が参加申請書等に添付する資料及び工事費内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト並びに保存するファイルの形式は、発注機関が別に指定する場合を除き、次のいずれかを標準とする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に使用しないものとする。

ア 一太郎	2008 形式以下の保存ファイル
イ Microsoft Word	2007 形式以下の保存ファイル
ウ Microsoft Excel	2007 形式以下の保存ファイル
エ その他	PDFファイル（Adobe Reader9 で閲覧できるもの） 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）

(2) ファイルの圧縮を行う場合はZIP形式とし、自己解凍方式は認めないものとする。

(3) 1 案件に添付するファイルの容量は、3 MB 以内とする。

(4) 提出するファイルの作成・保存の際は、当該ファイル名に工事名称等を含むものとする。（作成例：〇〇〇〇〇〇工事.xls）

10-2 持参又は郵送による添付書類の提出を認める基準

次に定める基準に該当する場合は、発注機関の指定するところにより添付書類を持参又は郵送により提出できるものとする。

(1) 電子ファイルの容量が 3 MB を超える場合

(2) 発注機関が持参による提出を指定した場合

(3) 電子ファイルへのウィルス感染等電子入札システムによる提出が適さないと認められる場合

10-3 持参又は郵送による添付書類の提出方法

添付資料を持参により提出する場合は、原則として、書面により必要書類を一括して

提出するものとし、電子入札システムとの分割による提出は認めないものとする。ただし、発注機関が別に指定する場合はこの限りではない。

- (1) 持参又は郵送により提出する場合は、次の内容を記載した「資料提出通知書」(様式第5号)により提出するものとする。

ア 持参又は郵送する旨及び理由の表示

イ 持参又は郵送する書類の目録(文書名、用紙規格及びページ数)

ウ 持参又は郵送により提出する日時

- (2) 持参又は郵送により提出する場合の締切日時は、電子入札システムによる参加申請書等又は入札書等の受付締切予定日時と同一とする。ただし、発注機関が別に指定する場合はこの限りではない。

10-4 ウィルス感染ファイルの取扱い

- (1) 入札参加者から提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウィルスに感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡するものとする。
- (2) 電子ファイルによる再提出は、完全にウィルス駆除が行われたと判断することができる場合にのみ認めるものとする。
- (3) 郵送により提出する場合は、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用するものとする。

11 入札

11-1 入札書等の提出

- (1) 入札書等の到達日時は、入札金額その他の所定の事項が発注機関の電子計算機に備えられたファイルに記録されたときとする。
- (2) 電子入札による入札参加者は、入札書及び工事費内訳書(以下「入札書等」という。)を入札書受付締切予定日時までに時間的な余裕を持って提出しなければならない。
- (3) 紙入札による入札参加者は、工事費内訳書を電子入札システムによる受付締切予定日時までに、また、入札書を開札予定日時までに発注機関の指定する場所に提出するものとする。

11-2 入札書の記載

入札参加者は、入札金額を正確に入力し、入札書提出内容確認画面において必要に応じて印刷する等入力内容の確認を行い、適正な入札書等の提出が行われるよう努めなければならない。

また、電子入札参加者は、あらかじめ電子くじ番号を入力するものとする。電子入札案件における紙入札参加者は、書面による入札書にあらかじめ「くじ番号〇〇〇」と記載するものとする。

11-3 工事費内訳書の添付

工事費内訳書の提出を求める案件については、以下の事項に留意し、電子入札システムの添付機能を利用して提出するものとする。

- (1) 工事費内訳書は、第1回の入札金額に対応させるものとする。

- (2) 工事費内訳書の作成及び提出方法は、「10 添付書類の取扱い」の規定に準じるものとする。
- (3) 工事費内訳書の提出を求める案件において、当該工事費内訳書の提出がない入札書は無効とする。

11-4 入札書受付票の確認

入札参加者は、入札書等の提出後、電子入札システムにおいて入札書等の受信確認通知が送信されるため、当該通知を表示させるとともに必要に応じて印刷等を行い、適正に入札書等が提出されたことを確認しなければならない。

11-5 入札締切通知書の発行

発注機関は、入札書受付締切予定日時後すみやかに電子入札システムにより入札締切通知書を発行するものとする。

11-6 入札書等未到達の入札参加者の取扱い

入札書受付締切予定日時までに「紙入札方式移行申請書」（様式第4号）が提出されず、入札書等が到達していない場合は、当該入札参加者は入札を辞退したものとみなす。

11-7 入札書提出前の辞退

入札書の提出前に辞退する場合、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。

11-8 入札書提出後の辞退

入札参加者は電子入札システムによる入札書等提出後、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、次により入札参加資格を喪失した場合又は入札条件を満たさないこととなった場合は、開札予定日時までに発注機関に電話等によりすみやかに連絡し、書面により入札参加資格喪失届を提出するものとする。入札参加資格を喪失又は入札条件を満たさないと認められる場合は、提出された当該入札書等を無効として取り扱うものとする。

- (1) 技術者を専任で配置することを求める工事に、配置予定技術者が配置できない場合。
- (2) 開札日当日において経営事項審査結果通知の有効期間が経過している場合。
- (3) 指名停止処分を受けた場合。
- (4) その他入札参加資格を喪失した場合又は入札条件を満たさないこととなった場合。

12 開札

12-1 開札

開札は、開札予定日時後すみやかに行うものとする。ただし、紙入札による入札参加者がいる場合には、発注機関の入札執行職員の開札宣言後、紙の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録した後、システムによる開札を行うものとする。

12-2 工事費内訳書の内容確認

入札書受付締切予定日時までに提出された工事費内訳書は、当該入札書受付締切日時以降から開札前の間において内容を確認することができるものとする。発注機関

は、当該工事費内訳書の内容が対外的に漏洩することがないように、開札まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

12-3 開札の遅延、中止及び延期の連絡

開札予定日時から落札決定通知書等の発行が著しく遅延する場合又は開札を延期する場合には、電子入札システム、又は電話等により、入札参加者へ連絡を行うものとする。

12-4 くじの取扱い

- (1) 電子入札案件において、落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価方式においては落札候補者となるべき評価値の最も高い者）が2者以上あった場合は、原則として、電子入札システムの電子くじにより落札者（一般競争入札（総合評価方式含む。）においては落札候補者）の決定を行うものとする。
- (2) 電子くじは、入札参加者が入札書の提出時に任意に入力したくじ番号と入札書到達時刻の数字を使用し、電子入札システムにおいて実施するものとする。
- (3) 電子くじを予定した電子入札案件において、紙入札参加を認められた者は入札書にくじ番号を記載するものとし、発注機関の入札執行職員はシステムへの当該記載内容の入力を行うものとする。ただし、くじ番号の記載がない場合は、「001」が記載されたものとして取り扱う。
- (4) 電子くじを実施した場合は、その結果を入札情報システムにおいて入札結果と同時に公表するものとする。

12-5 再度入札の取扱い

電子入札案件において、開札の結果、再度の入札を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 再度の入札の回数は、2回とする。
- (2) 初回の入札において無効の入札をした者はシステムで「無効」を選択し、再度の入札への参加を認めないものとする。
- (3) 初回の入札において最低制限価格未満の価格をもって入札した者はシステムで「失格」を選択し、再度の入札への参加を認めないものとする。
- (4) 再度の入札に付し落札者がいない場合は、原則として不落随契に移行せず取止め登録を行うものとする。

13 電子入札案件における帳票

発注機関の入札執行職員は、入札の経過を明らかにする書類として、電子入札システムより作成される「開札結果」を財務規則に基づく支出負担行為に必要な書類として保管するものとする。

14 発注機関側のシステム障害時の対応

発注機関側のシステムに障害が発生し、電子入札が実施できない場合は、次の措置をとるものとする。

- (1) 短時間で障害が復旧する見込みがある場合は、入札書受付締切予定日時、開札予定日時等を延長し、直ちに入札参加者にその旨を電話等により連絡するものとする。

(2) 障害の復旧に長時間を要し、変更後の入札書受付締切予定日時及び開札予定日時を決定できない場合は、入札参加者にその旨を電話等により連絡するものとする。
変更後の入札書受付締切予定日時及び開札予定日時については、決定後直ちに同様の方法で連絡するものとする。

(3) 障害復旧の見込みがない場合は、紙入札に変更し、直ちに入札参加者にその旨を電話等により連絡するものとする。

15 入札参加者側のシステム障害時等の対応

(1) 入札参加者より、システム障害のために電子入札システムを利用できない旨の申し出があった場合は、障害の原因、内容、復旧見込み等について入札執行職員は、調査確認を行うものとする。

(2) 調査の結果、天災、停電、通信障害等入札参加者に起因しない原因により、一部又は全部の入札参加者側のシステムに障害が発生した場合は、「14 発注機関側のシステム障害時の対応」の規定と同様の措置をとることができるものとする。

附 則

この運用基準は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。ただし、「7 紙入札による電子入札案件の参加の特例」以降の規定については、7 月 3 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 21 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 22 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。平成 24 年 10 月 29 日以前に公告又は指名通知を行った案件についてはなお従前の例による。

附 則

この運用基準は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 28 年 8 月 15 日から施行する。

平成 年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿
（各発注課等扱い）

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号等

印

紙入札方式参加承認申請書

下記の電子入札案件は紙入札により参加したいので、承認をお願いします。

記

- 1 工事名・工事地区：
- 2 電子入札システムを利用できない理由
- 3 電子入札システムに対応するための整備状況
 - ・パソコン （整備済・平成 年 月までに整備予定）
 - ・インターネット環境（整備済・平成 年 月までに整備予定）
 - ・ＩＣカード （整備済・平成 年 月までに整備予定）

上記について、承認・否認します。

年 月 日

担当課・所長

印

（遵守事項）紙入札による参加は、次の条件を付して承認する。

- 1 入札参加資格確認申請書及び添付資料は、入札公告に掲げる提出期限までに、指定する場所に提出すること。
 - 2 工事費内訳書の提出を求められた場合は、指定期限内に指定する場所に提出すること。
 - 3 投函された入札書は、開札時に発注機関の入札担当職員が開封し、記載された金額及び電子くじ番号を電子入札システムに入力するものであること。
 - 4 提出期限までに入札書等の必要な書類の提出がない場合は、入札を辞退したものとみなす。
- ※ 整備予定時期を過ぎても電子入札システムを利用できない場合は、電子入札案件への参加ができなくなる場合があります。

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿
（各発注課等扱い）

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号等

印

紙入札方式移行申請書

下記の電子入札案件について、紙入札による入札参加に移行したいので、承認をお願いします。

記

- 1 工事名・工事地区：
- 2 紙入札に移行する理由（電子入札システムによる処理が継続できない理由）：
- 3 移行時期：
 - ・当初から
 - ・手続きの途中から（電子入札システムで終了した手続きについて記入すること。）

上記について、承認・否認します。

年 月 日

担当課・所長

印

沖 縄 県 知 事 殿
(各発注課等扱い)

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号等

資料提出通知書

下記のとおり、資料を提出します。

記

1 工事名・工事地区：

2 提出方法： 持参 ・ 郵送 により提出します。

提 出 日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

3 理由：
(記載例)

- ・提出資料等の容量が 3MB を超えるため。
- ・発注機関の指定するところによる。

4 提出書類名：

(記載例) 目録ごとに枚数を記載すること。

- | | |
|----------------|----|
| 1 工事費内訳書 | 〇枚 |
| 2 監理技術者資格者証の写し | 〇枚 |
| 3 技術資料 | 〇枚 |

(経常JV用)

年間委任状（電子入札）

平成 年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿
(土木建築部技術・建設業課扱い)

委任者

〇〇〇〇経常建設共同企業体

代表者（代表構成員）

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

電子入札システムの利用者登録にあたって、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 受任者（ICカードの名義人）

住 所

商号又は名称

職 名

氏 名

電話番号等

2 委任期間：（入札参加資格の有効期間を限度とする。）

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日まで

3 委任事項

(記載例) ←提出時には削除してください。

受任者名義のICカードを使用して電子入札システムの利用者登録を行うこと

以上

注) 個別の電子入札案件への参加に当たっては、入札・見積等に関する権限の委任状の提出を要する。

※ 本様式は、経常JVによるICカード登録時に提出する資料である。

(特定JV・経常JV等用)

委任状（電子入札）

平成 年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿
(各発注課等扱い)

委任者

〇〇〇〇経常・特定建設工事共同企業体

代表者（代表構成員）

主たる営業所

の所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員

主たる営業所

の所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員

主たる営業所

の所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

電子入札による下記の工事（業務）への入札参加において、次の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

記

1 工 事 名：

工事場所：

2 受任者（IC カードの名義人）

住 所

商号又は名称

職 名

氏 名

電話番号等

3 委任事項

（記載例）←提出時には削除してください。

1 参加申請書類の提出に関すること

2 入札に関する一切の権限

3 見積に関する一切の権限 以上

※ 本様式は、特定JV・経常JV等による個別案件の入札に伴い提出する委任状である。

(単体用)

年間委任状（電子入札）

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿
(土木建築部技術・建設業課扱い)

委任者

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号等

印

電子入札システムの利用者登録に当たって、次の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

記

1 受任者（ＩＣカードの名義人）

住 所
商号又は名称
職 名
氏 名
電話番号等

印（契約書に押印する印鑑）

2 委任期間：（入札参加資格の有効期間を限度とする。）

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日まで

3 委任事項

（記載例）←提出時は削除してください。

受任者名義のＩＣカードで電子入札システムの利用者登録を行うこと

以上

注）個別の電子入札案件への参加に当たっては、入札・見積等に関する権限の委任状の提出を要する。

※ 本様式は、受任者によるＩＣカード登録時に提出する資料である。

(単体用)

委任状（電子入札）

平成 年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿
(各発注課等扱い)

(委任者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事（業務）の電子入札案件への参加において、次の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。なお、入札参加に当たって、受任者名義によるＩＣカードを使用します。

記

1 工 事 名：

工事場所：

2 受任者（ＩＣカードの名義人）

住 所

商号又は名称

職 名

氏 名

電話番号等

印（契約書に押印する印鑑）

3 委任事項

(記載例) ←提出時は削除してください。

- 1 入札参加申請に関すること
- 2 入札に関する一切の権限
- 3 見積に関する一切の権限
- 4 契約の締結に関すること
- 5 工事の施工に関すること
- 6 請負代金の請求及び受領に関すること 以上

※ 本様式は、個別案件の入札参加に伴い提出する委任状である。